

様式第 1 号

埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

総選除）07 県住大宮植竹団地 1 号棟及び 2 号棟解体工事及び総選除）07 県住大宮植竹団地 3 号棟解体及び遊歩道整備工事について、下記のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 入札対象工事－1				
（1）工事名	総選除）07 県住大宮植竹団地 1 号棟及び 2 号棟解体工事			
（2）工事場所	さいたま市北区植竹町 2 丁目地内			
（3）工事期間	契約確定の日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで			
（4）設計金額	入札執行後に公表する。			
（5）工事概要	ア 目的 老朽化した大宮植竹団地の解体を行う工事である。 イ 工事内容 以下の建築物等の解体 ・共同住宅： R C 造 4 階建て 2 棟 延べ面積 2, 7 2 3. 8 8 m² 杭（P C 杭） φ 3 5 0 杭長 1 4 m 2 0 4 本 φ 4 0 0 杭長 1 5 m 4 本 ・自転車置場：鉄骨造 平屋建て 2 棟 延べ面積 7 9. 1 8 m² ・外構			
（6）業種名及び工事分類名	業種名	解体工事業	工事分類名	解体工事
（7）その他	ア 本工事は、国又は地方公共団体との請負契約による施工実績に加え、埼玉県発注工事の 1 次下請負契約による施工実績も認める工事である。 埼玉県発注工事の 1 次下請負契約の施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。なお、発注者が必要と判断した場合は、確認資料の追加等を求める場合がある。 （ア）埼玉県発注工事の 1 次下請を行ったことがわかる書類（契約書、注文書、請書等の写し） （イ）工事概要又は施工数量がわかる図書（契約書等に記載があれば不要） イ 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。 ウ 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事			

	(発注者指定型)」の対象工事である。 エ 本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。 オ 本工事は、建設現場において、公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に遠隔臨場を適用する工事である。 カ 本工事は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。 キ 本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書の提出は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。 見積を求める資材等については、別添の入札見積明細書記載品目とする。		
1 入札対象工事－ 2			
(1) 工事名	総選除) 0 7 県住大宮植竹団地 3 号棟解体及び遊歩道整備工事		
(2) 工事場所	さいたま市北区植竹町 2 丁目地内		
(3) 工事期間	契約確定の日から令和 8 年 7 月 1 5 日まで		
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。		
(5) 工事概要	ア 目的 老朽化した大宮植竹団地の解体を行う工事である。 イ 工事内容 以下の建築物等の解体、遊歩道整備（新規工事：約 2 7 m、既存遊歩道：ラバーポール 3 本新設）及び植栽（低木 5 本、地被類） ・ 共同住宅： R C 造 4 階建て 1 棟 延べ面積 1, 3 6 1. 9 4 m² 杭（P C 杭） φ 3 5 0 杭長 1 4 m 1 0 2 本 φ 4 0 0 杭長 1 5 m 2 本 ・ 自転車置場：鉄骨造 平屋建て 1 棟 延べ面積 3 9. 5 9 m² ・ 外構		
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	解体工事業	工事分類名 解体工事
(7) その他	ア 本工事は、国又は地方公共団体との請負契約による施工実績に加え、埼玉県発注工事の 1 次下請負契約による施工実績も認める工事である。 埼玉県発注工事の 1 次下請負契約の施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。なお、発注者が必要と判断した場合は、確認資料の追加等を求める場合がある。 (ア) 埼玉県発注工事の 1 次下請を行ったことがわかる書類（契約書、注文書、請書等の写し） (イ) 工事概要又は施工数量がわかる図書（契約書等に記載があれば不要）		

	イ 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。 ウ 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。 エ 本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。 オ 本工事は、建設現場において、公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に遠隔臨場を適用する工事である。 カ 本工事は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。 キ 本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書の提出は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。 見積を求める資材等については、別添の入札見積明細書記載品目とする。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 （1）総合評価方式による一抜け方式により落札候補者を決定する。 （2）総合評価方式については次のとおりである。総合評価方式の実施については、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」（以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。 ア 方式 簡易型 評価項目選択型（自己採点方式） イ 評価値の算出方法 除算方式 （3）一抜け方式については、次のとおりである。 なお、不調・不落等により落札者が決定しない入札対象工事があった場合においても、以降の入札対象工事の入札を執行する場合がある。 ア 入札対象工事－1、入札対象工事－2の順に開札する イ 入札対象工事－1の落札者による入札対象工事－2への入札は無効とする （4）入札金額と自己採点の点数による評価値が最も高い者を落札候補者と見なし、当該落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査及び総合評価の技術資料の評価（以下「審査及び評価」という。）を行う。 ただし、当該落札候補者に対する入札参加資格の有無及び総合評価の技術評価点を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し審査及び評価に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 （5）落札候補者について審査及び評価の結果、入札参加資格を満たすこ

	と、かつ、評価値が最高点であることが確認されたら、落札者として決定する。 (6) 落札者決定までの日数を短縮するため、入札対象工事－２の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札した工事の落札者を決定する前から行う。 この場合、入札対象工事－２の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なす。 このため、入札対象工事－２の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。 (7) 一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告又は指名通知によって後日行うことがある。 この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札（この公告において落札者が決定しない入札 以下同様。）の落札者になることができない旨の条件を付すことがある。
3 入札手続の方法	(1) 本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。 (2) 代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*1と異なることとなる場合、変更日*2以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。 *1「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項 ○名義人氏名 【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者） 【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者） ○名義人所属の会社本店住所（登記している場合） ○名義人所属の会社名（登記している場合） ○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合） *2「変更日」とは、 ○名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日 ○名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日 「電子入札における紙入札の具体的方法」のホームページアドレス https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和7年11月12日(水) 9時00分から 令和7年12月9日(火) 17時00分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和7年11月12日(水) 9時00分から 令和7年11月25日(火) 15時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名

	や個人名を記入しないこと。 添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。		
7 質問に対する回答	令和7年12月2日(火)16時00分 質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。		
8 入札書の提出期間	(1) 提出方法 入札書の提出期間に有効な_埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿_の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得た者はこの限りでない。 (2) 提出期間 令和7年12月10日(水) 9時00分から 令和7年12月12日(金)15時00分まで		
9 開札日時	(1) 入札対象工事－1 令和7年12月15日(月)13時30分 (2) 入札対象工事－2 令和7年12月15日(月)14時30分		
10 入札に参加できる者の形態	単体企業		
11 入札に参加する者に必要な資格			
(1) 建設業の許可	解体工事業 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。		
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、 <u>上記「(1) 建設業の許可」</u> に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。		
(3) 工事成績	業種	解体工事業	点数 65点以上 令和5年度及び令和6年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。 ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
(4) 所在地	入札対象工事－1、入札対象工事－2 本店又は主たる営業所 埼玉県内 資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。		
(5) 格付	入札対象工事－1、入札対象工事－2 業種 解体工事業 格付 A級		
(6) 施工実績	入札対象工事－1 下記ア又はイのいずれかに該当する実績		

		ア 国又は地方公共団体等との請負契約	
		建築物の解体工事を含む1回の契約金額が1億2千万円以上の解体工事	
		契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。 J V 構成員の契約額＝J V 契約額×出資割合 （JV実績の計算例） 5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%） その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合 代表構成員の実績 5億円×70/(70+30)=3.5億円 その他構成員の実績 5億円×30/(70+30)=1.5億円	
		イ 埼玉県発注工事の1次下請負契約	
		建築物の解体工事を含む1回の契約金額が1億2千万円以上の解体工事	
		契約の締結日にかかわらず令和2年4月1日以降公告日までの間に、埼玉県発注工事の1次下請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。	
		入札対象工事－2	
		下記ア又はイのいずれかに該当する実績	
		ア 国又は地方公共団体等との請負契約	
		建築物の解体工事を含む1回の契約金額が7千万円以上の解体工事	
		契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。	
		イ 埼玉県発注工事の1次下請負契約	
		建築物の解体工事を含む1回の契約金額が7千万円以上の解体工事	
		契約の締結日にかかわらず令和2年4月1日以降公告日までの間に、埼玉県発注工事の1次下請負契約により、上に示す工事を完成	

		させた実績を有すること。 なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。
(7) 配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格
	経験	問わない。
	ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）として配置すること。 イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。 エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。 カ 本工事は、建設業法第26条第3項第1号、第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。 キ 契約締結後、工事開始日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への配置を要しない。 なお、工事開始日については、契約締結後、発注者と受注者が協議して定める。 ク 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者の取扱いについては、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、以下のとおりとする。 (ア) 上記のア及びオに係わらず、専任でなければならない。 (イ) 現場代理人との兼務を認めない。 (ウ) 監理技術者等とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。共同企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を求めるものとする。 (エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。 (オ) 追加技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。	
(8) 現場代理人	ア 本工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。 イ 常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に協議することができる。 ウ 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」で定める低入札価格調査を経て契約する工事は「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。	
(9) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、	

	手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 解体工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円（建築一式工事にあつては1千5百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 ク 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。 ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。 コ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 〈本工事に係る設計業務等の受託者〉 商号又は名称 株式会社共同設計社 所在地 北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番30号 サ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
12 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格	設定する。調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。低価格入札者は低入札価格調査に協力しなければならない。低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。 また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。
12-2 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格	設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札候補者としな い。

12-3 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく数値的判断基準	設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札候補者とししない。
12-4 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく工事成績判断基準	設定する。工事成績判断基準に満たない者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、落札候補者とししない。
13 入札保証金	財務規則第93条による ただし、電子入札システムにより入札する場合（紙入札方式参加申請書を提出し、やむを得ない理由があるとして、発注者から承認を受けた場合も含む。）において、発注者、種類、規模、時期、回数を問わず、資格者名簿に登載された入札参加者の「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有する場合には、契約を締結しないこととなるおそれがないと認め、原則として入札保証金を免除する。 「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外で、11（6）を満たす施工実績が「申請事業所」における契約以外のものの場合は、「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し、又は該当契約書の写し及び工事完成検査結果通知等、履行を証明するものの写しを、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に添付すること。 「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有していない場合は、落札候補者となったとき以降に、発注者の指示に従って、入札保証金を納付すること。
14 契約保証金	（1）落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。 ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、契約金額の10分の3以上とする。 （2）次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証 （3）次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 （4）契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
（1）前金払	する（その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額

	の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。))。
(2) 中間前金払	する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。))。
(3) 部分払	する(部分払いを選択した場合に限る。))。
(4) 各会計年度の支払限度額	令和7年度 請負代金額の概ね 5% 令和8年度 請負代金額の概ね 9.5% 表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。
16 現場説明会	開催しない。
17 契約の時期	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)の定めるところにより、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、県議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。))。
18 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)、入札見積明細書、総合評価自己採点申請書及び低入札価格調査に係る事前申出書(同一ファイルでシートが分かれている様式)の提出は電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札候補者は、自己採点申請書の根拠となる技術資料を提出すること。 ウ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。 エ 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得標準様式第18号により通知すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 オ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 キ 談合その他不正行為があったと認められる入札 ク 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 コ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの サ その他公告に示す事項に反した者がした入札
19 その他	(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由及び総合評価方式による入札において落札者とならなかった理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 落札者との契約は、埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ(入札課)に掲載している。 (7) 電子入札方式による入札参加者は開札に立ち会うことができる。ただし、開札に立ち会う者は発注課所の職員の指示に従うものとする。 (8) 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行う。

	(9) 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料(契約書等の写し)を埼玉県が指定する提出先に提出すること。
20 この公告に関する問い合わせ先	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課 大規模工事担当 電話 048-830-2743 (直通) メールアドレス a2720-04@pref.saitama.lg.jp 【総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先】 埼玉県都市整備部営繕課 県営住宅建築担当 電話 048-830-5586